

八尾市立学校における同時双方向型のオンラインを活用した学習指導等の内容説明

1. 目的

災害、感染症拡大等による八尾市立学校の臨時休業や感染症陽性判定や濃厚接触者判定による出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続するために児童生徒用端末を活用して家庭での学習を支援する同時双方向型のオンラインを活用した学習指導等（以下オンライン授業等という）を実施することを目的とします。

2. オンライン授業等の実施内容

同時双方向型オンライン学習指導（授業のリアルタイム配信）を行います。

- ・当該児童生徒の健康状態・学習状況・発達段階をふまえ、当該児童生徒や保護者と協議のうえ実施教科、時間を設定し実施します。
- ・同時双方向型オンライン学習指導は、1単位時間を30～50分程度とし、1日1単位以上実施します。
- ・オンライン授業等の参加にあたっての留意事項を保護者に配付する等して伝えるものとします。

3. 健康面への配慮

児童生徒の健康面を考慮し、長時間の児童生徒用端末の使用を回避する観点から、オンライン授業等に係る児童生徒用端末の使用時間等は次のとおりです。

(1) 使用時間・休憩時間

- ・児童生徒用端末の連続使用は、60分を超えないものとし、30分に1回は20秒以上画面から目を離して遠くを見る時間をとるよう指導を行います。
- ・連続して実施する同時双方向型オンライン学習の合間には、少なくとも5～10分程度の休憩時間を設定します。

(2) 就寝前の利用

就寝1時間前の児童生徒用端末の使用は控えるものとします。

(3) オンライン授業等（学習課題の付与を含む）による平日1日の自宅学習時間に係る上限のめやすは、次のとおりです。

- ・小学校、義務教育学校前期課程1～3年生は2時間
- ・小学校、義務教育学校前期課程4～6年生は3時間
- ・中学校1～3年生、義務教育学校後期課程7～9年生は4時間

4. オンライン授業等の開始時期

臨時休校等で3日以上継続する場合にあつては、原則として出席停止等2日目からオンライン授業等を毎日実施します。（平日の授業実施日に限ります。）

濃厚接触判定による出席停止等やむを得ず登校できない児童生徒については、オンライン授業等を希望した場合実施する。その際の開始時期は、児童生徒の状況に応じて相談のうえ開始します。

なお、出席停止1日目は、翌日以降のオンライン授業等の準備を行うとともに、児童生徒の学びについては、紙媒体の学習課題付与などにより対応します。